

令和7年5月28日招集

令和7年第2回
日高市議会定例会議案

目 次

	頁
議案第37号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第38号 日高市税条例の一部を改正する条例	3
議案第39号 工事請負契約の締結について	14
議案第40号 財産の取得について	19
議案第41号 財産の取得について	24
議案第42号 固定資産評価員の選任についての廃止について	27
議案第43号 日高市固定資産評価員の選任について	28
議案第44号 日高市教育委員会委員の任命について	29
議案第45号 専決処分の承認を求めることについて	31
議案第46号 専決処分の承認を求めることについて	46
議案第47号 専決処分の承認を求めることについて	50
議案第48号 専決処分の承認を求めることについて	54

議案第38号

日高市税条例の一部を改正する条例

日高市税条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を</u> <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」</u> <u>という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の</u> <u>者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示</u> <u>事項が記載された書面を日高市公告式条例（昭和30年条例第1号</u> <u>）第6条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所</u> <u>に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすること</u> <u>ができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運</u> <u>送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査</u>	（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、日高市公告式条例 （昭和30年条例第1号）第6条に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> ものとする。 （納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「</u> <u>施行規則」</u>という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路

対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は法第37条の2第1項に基づき埼玉県が指定した寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項に

運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金、法第37条の2第1項に基づき埼玉県が指定した寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除

において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別に条例で定めるもの

ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対す

2 略	<u>る寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> キ <u>所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> ク <u>所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> ケ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</u> (2) <u>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）のうち、別に条例で定めるもの</u> 2 略
------------	--

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「

2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する

寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する

退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 略 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2</u> 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡	退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 略
--	---

し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ご

<u>との１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> 2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	
--	--

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の日高市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の日高市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、日高市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行

われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 日高市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方税法の改正等に伴い、特定親族控除、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例等に係る所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第39号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 武蔵台公民館改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約の金額 | 244,750,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県飯能市仲町14番5号
株式会社矢島工務店
代表取締役 矢島 崇行 |
| 5 | 工 期 | 議会の議決の後合意により定めた日から令和8年1月30日まで |

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

武蔵台公民館改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

参考資料 I

様式第14号その1（第26条関係）

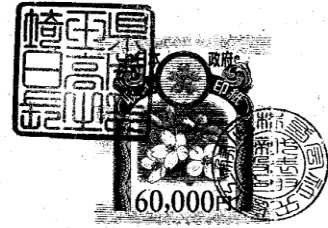
入札（見積）経過及び結果表

入札（見積） 令和 7 年 5 月 19 日

入札比較額(円)税抜		232,000,000 円		担 当 課	教育総務課	整理番号	33
最低制限価格		213,440,000 円		工 事 名 (業 務 名)	武蔵台公民館改修工事		
				工 事 場 所 (業 務 場 所)	日高市武蔵台五丁目1番3号		
法 人 番 号	業 者 名	入 札 （ 見 積 ） 額 （円）			落札者のない場合の見積額（円）		
		第 1 回	第 2 回		第 1 回		
2030001091141	守屋八潮建設株式会社	辞 退					
4030001089621	株式会社矢島工務店	253,360,000	222,500,000	決 定			
5030001089570	細田建設株式会社	257,460,000	辞 退				
摘 要							

参考資料 2

様式第13号その1 (第29条関係)



建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 武蔵台公民館改修工事
- 2 工 事 場 所 日高市武蔵台五丁目1番2号
- 3 工 期 令和 7 年 月 日から
令和 8 年 1 月 30 日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 244,750,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 22,250,000 円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契 約 保 証 金 請負金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 日高市前金払に関する規則第2条第1項及び第2項による
- 7 部分払の請求回数 なし
- 8 建設発生土の搬出先等
建設発生土の搬出先については仕様書に定めたとおり
- 9 解体工事に要する費用等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添のとおりとする。
- 10 その他特定条件 別紙仕様書のとおり
この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第18号)第2条の規定に該当するため、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときは本契約とみなす。
(議決年月日 令和 7 年 月 日)

上記の工事について、発注者 日高市 と受注者 株式会社矢島工務店 とは、おののお対等な立場における合意に基づいて、日高市建設工事請負契約約款の定めるところにより請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

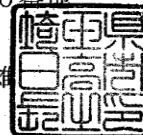
令和 7 年 5 月 20 日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

発 注 者 日 高 市
日 高 市 長

谷ヶ崎 照 雄

印



住所

埼玉県飯能市仲町14番5号

受 注 者

株式会社 矢島工務店

氏名

代表取締役 矢島 崇行



参考資料 3 — 1

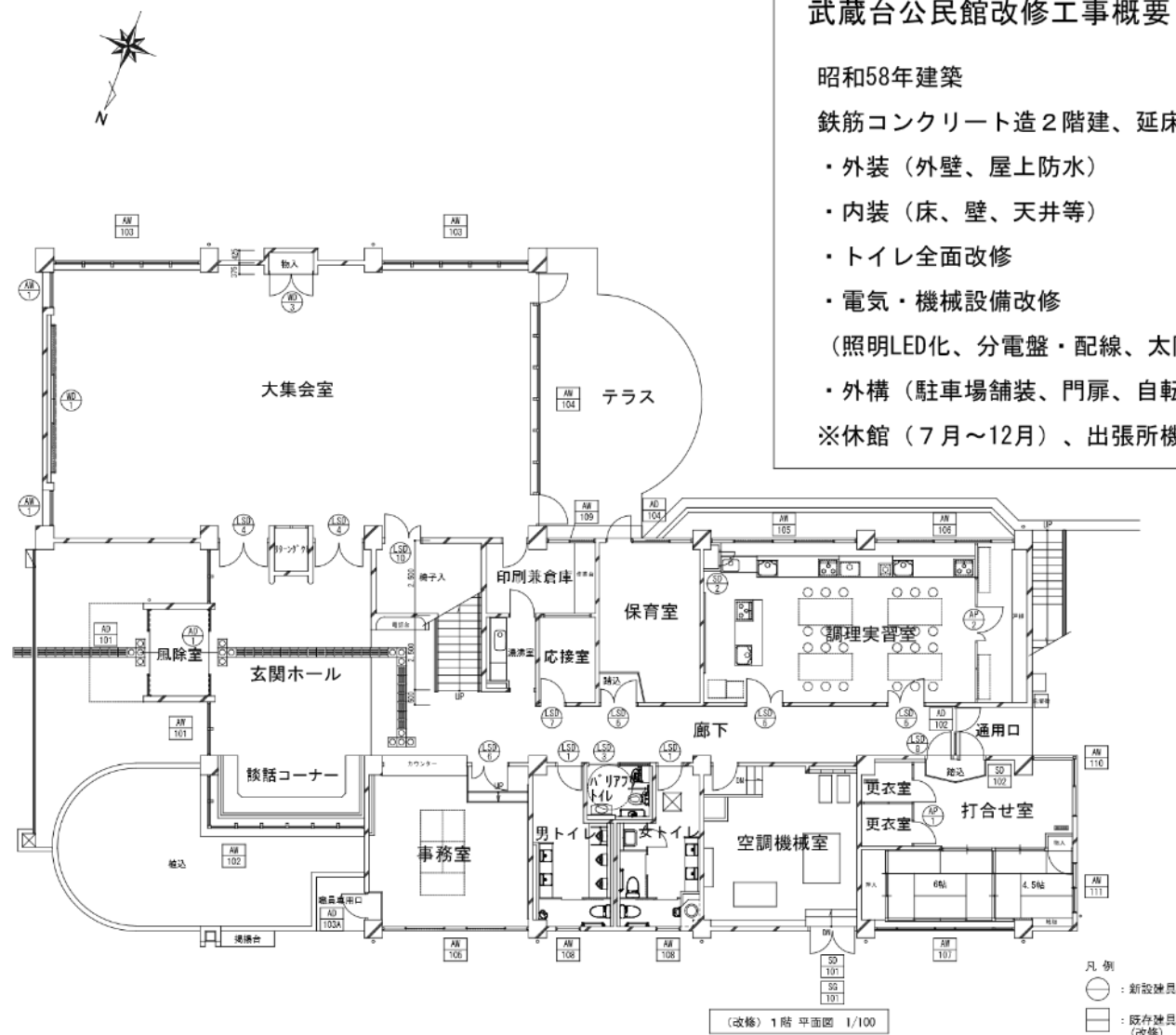
武蔵台公民館改修工事概要

昭和58年建築

鉄筋コンクリート造2階建、延床面積779.96㎡

- ・外装（外壁、屋上防水）
- ・内装（床、壁、天井等）
- ・トイレ全面改修
- ・電気・機械設備改修
（照明LED化、分電盤・配線、太陽光発電新設、給排水管等）
- ・外構（駐車場舗装、門扉、自転車置場、テニスコートフェンス等）

※休館（7月～12月）、出張所機能は仮設事務所を駐車場に設置し継続



日高市教育委員会 教育総務課

工事名称 武蔵台公民館改修工事

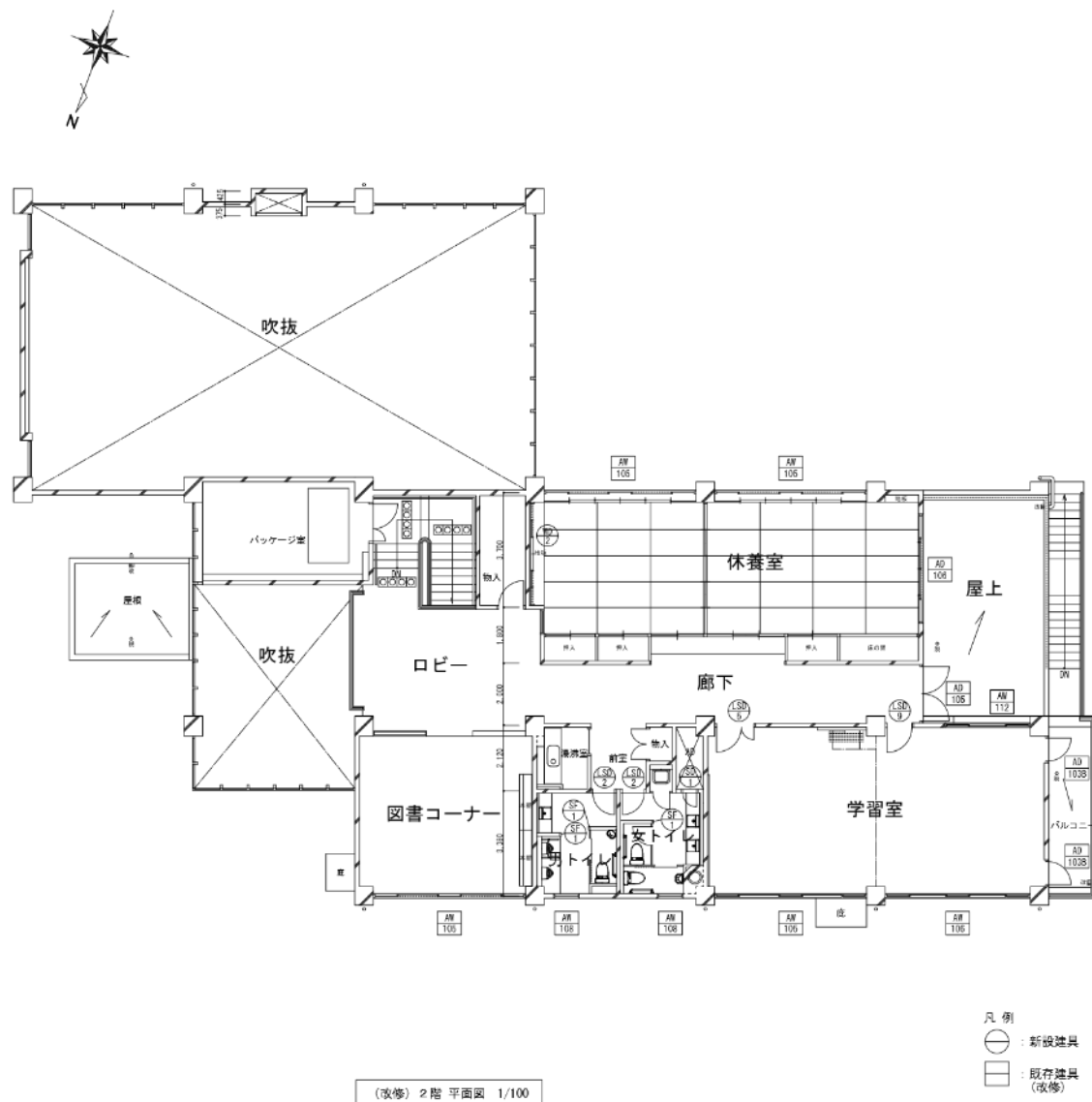
図面名称 1階 平面図 (改修)

日付

縮尺 1/100

図面番号

参考資料 3—2



日高市教育委員会 教育総務課

担当

工事名称

武蔵台公民館改修工事

日付

図面番号

図面名称

2階 平面図 (改修)

縮尺

1/100

議案第40号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 加圧装置付給水車（1台）
- 2 取得金額 20,885,442円
- 3 取得の相手方 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング
 川崎機工株式会社
 代表取締役 川崎 信明

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

災害時における避難所への効率的な給水を図るため、上記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

参考資料 I

様式第14号その1 (第26条関係)

入札（見積）経過及び結果表

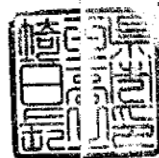
入札（見積） 令和 7 年 5 月 16 日

入札比較額(円)税抜		19,950,000 円		担 当 課	危機管理課	整理番号	44
最低制限価格		なし 円		工 事 名 (業 務 名)	加圧装置付給水車購入		
				工 事 場 所 (業 務 場 所)	日高市大字南平沢1020番地		
法 人 番 号	業 者 名	入 札 (見 積) 額 (円)			落札者のない場合の見積額 (円)		
		第 1 回	第 2 回		第 1 回		
6120001041612	英和株式会社 さいたま営業所	辞 退					
7140001082323	新明和工業株式会社 特装車事業部 営業本部 関東支店	辞 退					
7140001068512	極東開発工業株式会社 埼玉営業所	辞 退					
8122001021864	株式会社モリタエコノス 埼玉支店	辞 退					
8010001063789	川崎機工株式会社	19,000,000	決 定				
6021001058953	飛鳥特装株式会社	辞 退					
6030002120069	有限会社大宮商会	辞 退					
5010401092060	南関東日野自動車株式会社 新狭山 支店	辞 退					
7030002120159	有限会社広栄自動車	辞 退					
	新野自動車	49,900,000					
摘 要	入札（見積）額のうち課税対象となる18,854,420円に取引にかかる金額を加算した金額が、消費税込みの請負代金額である。 課税対象額 : 18,854,420円 消費税及び地方消費税 : 1,885,442円 非課税対象額 : 145,580円 請負代金額 : 20,885,442円						

参考資料 2

様式第13号その3 (第29条関係) (物品の場合)

物 品 購 入 契 約 書



- | | | | |
|---|--------------------|---|------------------------------|
| 1 | 品 | 名 | 加圧装置付給水車購入 |
| 2 | 規 | 格 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 数 | 量 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 | 契 約 金 額 | | 金 20,885,442 円 |
| 5 | うち取引に係る消費税及び地方消費税額 | | 金 1,885,442 円 |
| 5 | 納 入 期 限 | | 令和 8 年 3 月 19 日 |
| 6 | 納 入 場 所 | | 日高市大字南平沢1020番地 |
| 7 | 契 約 保 証 金 | | 日高市契約規則第3-1条第1項第1号の規定により免除する |
| 8 | その他特定条件 | | 別紙仕様書のとおり |

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第3条の規定に該当するため、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときは本契約とみなす。

(議決年月日 令和 7 年 月 日)

上記の物品購入について、発注者日高市と受注者川崎機工株式会社とは、各々対等な立場における合意に基づいて、日高市物品購入標準契約約款の定めるところにより物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 7 年 5 月 16 日



埼玉県日高市大字南平沢1020番地

発 注 者 日 高 市

日高市長

谷ヶ崎 照 雄



印

受 注 者

住所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

丸の内ビルディング

川崎機工株式会社

氏名

代表取締役 川崎 信 明



参考資料 3

1 購入概要

日高市が「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（地域防災緊急整備型）を活用して調達する「加圧装置付給水車」の車両概要は下記のとおりである。

- (1) 飲料水用給水タンク及び加圧ポンプを架装した一体型給水タンク車であること。
- (2) 車両総重量が5,000kg未満であること。
- (3) オートマチック車限定運転免許証で運転可能な車両であること。

2 配備先

日高市大字高岡150番地
上・下水道部 水道課 高岡浄水場

3 主要諸元

(1) 積載シャーシ

	項 目	仕 様
1	車両総重量	5,000kg未満（準中型免許対応）
2	車両寸法	全長5,400mm程度、全幅1,900mm程度、全高2,400mm程度
3	駆動方式	後輪駆動
4	乗車定員	2名以上
5	エンジン形式	ディーゼルエンジン
6	変速機	AMT又はAT（AT限定免許証対応）
7	その他	寒冷地仕様であること

(2) タンク仕様

	項 目	仕 様
8	積載物	品 名：飲料水 比 重：1.0
9	タンク本体	楕円横置型（自己流下による完全排水が可能な形状）
10	タンク容量	1,750リットル程度
11	材質・板厚	SUS304 t = 3mm以上

(3) 配管及び動力ポンプ仕様

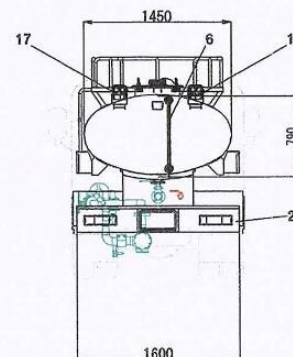
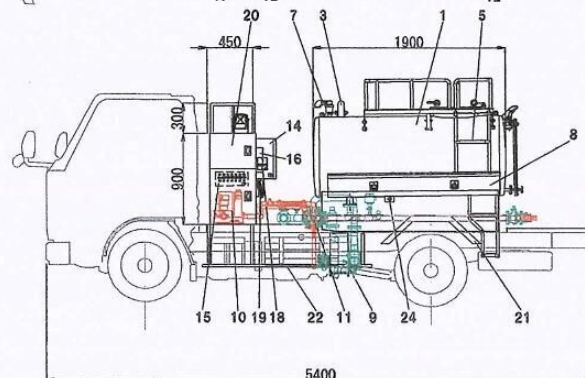
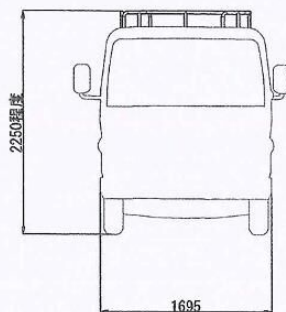
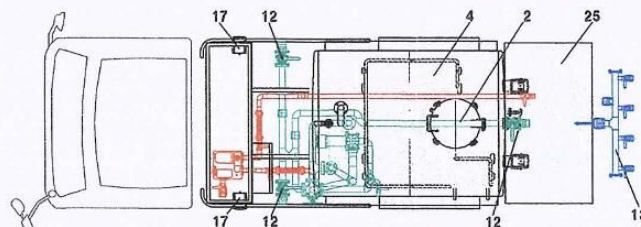
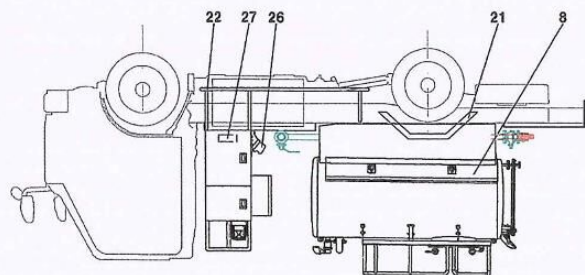
	項 目	仕 様
12	配管材質及び口径等	SUS304（65A、50A、32A、25A）
13	エンジン駆動ポンプー a	65Aモノフレックスポンプ ステンレス製 1基
14	エンジン駆動ポンプー b	駆動方式 PTO電磁クラッチ駆動式
15	切替弁（吸、排、重、停）	50A 四方弁 ステンレス製 1基
16	配水主弁	ボールバルブ（65A、50A） ステンレス製 3基
17	配水口	前方左右、後方1箇所ずつ 計3箇所

(4) 装備品外

	項 目	仕 様
18	電動ポンプー a（給水用）	32A加圧ポンプ 1基
19	電動ポンプー b（給水用）	電動ポンプ給水口 2箇所

車種	
車両総重量	5000kg未満 (GVW:5t)
最大積載量	
新免許制度	準中型5t限定免許

参考資料 4



符号	部品名称	型式/寸法他	主材質
1	タンク本体		SUS304
2	点検口	450φ	SUS304
3	オーバーフロー	50A	SUS304
4	作業用踏場	滑止付き板張り	AL
5	梯子	滑止付き	SUS304
6	液面計	アクリル管 保護カバー	樹脂
7	吸排気弁	20A	SUS304
8	ホースボックス	W150×L1700×H210	SUS304
9	エンジン動力ポンプ		SUS304
10	電動ポンプ		BC6
11	切換弁	50A	SUS304
12	給水主弁	50A レバーカップリング (オス)	SUS304
13	給水金具 (着脱式)	25A×4口	SUS304
14	制御盤ボックス	W500×L200×H400 (mm)	SUS304
15	操作パネル	W100×L450×H140 (mm)	SUS304
16	インバーター	DC24V→AC100V 1000W	—
17	作業灯	100V-10W	LED
18	外部出力電源	AC100V MAX500W (2口)	樹脂
19	四方弁灯	DC24V	LED
20	大型ツールボックス	W1600×L450×H900 (mm)	SUS304
21	リアフェンダー	角型	SUS304
22	サイドバンパー	丸型一段	SUS304
23	テールランプカバー	W1600×L60×H260 (mm)	SUS304
24	エンジン調整ダイヤル	φ35	樹脂
25	リアステージ	滑止付き板張り	AL
26	タイヤ止め	市販品	樹脂
27	バッテリー充電器		—

イメージ図

4) 給水用配管 (着脱式) は青色で表示しています。
 3) 電動ポンプ配管は赤色で表示しています。
 2) エンジン動力ポンプ配管は緑色で表示しています。
 特記 1) 諸条件により寸法及び仕様内容に変更が生じる場合があります。

改訂番号	日付	改訂内容	承認	担当
承認	検印	設計		
		型式番号		
図名		図面番号		
				GVW5

議案第41号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 ワンタッチパーテーション（専用屋根付き）（500張）
- 2 取得金額 20,350,000円
- 3 取得の相手方 埼玉県さいたま市見沼区卸町二丁目6番15号
株式会社サイボウ
代表取締役 結城 剛

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

災害時における避難所の居住環境を改善し、被災者の心身の負担軽減を図るため、上記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

参考資料 I

様式第14号その1 (第26条関係)

入札 (見積) 経過及び結果表

入札 (見積) 令和 7 年 5 月 16 日

入札比較額(円)税抜		19,307,000 円		担 当 課	危機管理課	整理番号	45
最低制限価格		なし 円		工 事 名 (業 務 名)	ワンタッチパーテーション (専用屋根付き) 購入		
				工 事 場 所 (業 務 場 所)	日高市大字梅原5番地1外20箇所		
法 人 番 号	業 者 名	入 札 (見積) 額 (円)			落札者のない場合の見積額 (円)		
		第 1 回	第 2 回		第 1 回		
4030001068781	坂戸防災株式会社	19,400,000					
1030001077158	星野総合商事株式会社	18,665,000					
6030001026184	オリエント防災工業株式会社	辞 退					
9110001023393	船山株式会社 東京本店	20,030,000					
9030001055148	株式会社中央防災	辞 退					
5010001008739	能美防災株式会社 北関東支社	辞 退					
3030001003582	株式会社サイボウ	18,500,000	決 定				
4030001026509	東洋防災株式会社	19,845,000					
1030001089871	株式会社竜久商会	19,895,000					
9030002120322	有限会社千曲商会	辞 退					
摘 要							

参考資料 2

様式第13号その3（第29条関係）（物品の場合）

物 品 購 入 契 約 書

- 
- | | | | |
|---|---------|---|------------------------|
| 1 | 品 | 名 | ワンタッチパーテーション（専用屋根付き）購入 |
| 2 | 規 | 格 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 数 | 量 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 | 契 約 金 額 | | 金 20,350,000 円 |

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 1,850,000 円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 5 | 納 入 期 限 | 令和 8 年 2 月 27 日 |
| 6 | 納 入 場 所 | 日高市大字梅原5番地1外20箇所 |
| 7 | 契 約 保 証 金 | 金 2,035,000 円 |
| 8 | その他特定条件 | 別紙仕様書のとおり |

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第18号）第3条の規定に該当するため、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときは本契約とみなす。

（議決年月日 令和 7 年 月 日）

上記の物品購入について、発注者日高市と受注者株式会社サイボウとは、各々対等な立場における合意に基づいて、日高市物品購入標準契約約款の定めるところにより物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 7 年 5 月 16 日

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

発 注 者 日 高 市

日高市長 谷ヶ崎 照 雄 印

住所

受 注 者

氏名

〒337-0004 埼玉県さいたま市東区西町2-6-15

株式会社 サイボウ

代表取締役 結 城 剛 印

議案第42号

固定資産評価員の選任についての廃止について

固定資産評価員の選任について（昭和43年議決第23号）を廃止することについて議決を求める。

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

固定資産評価員の選任について（昭和43年議決第23号）を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第43号

日高市固定資産評価員の選任について

日高市固定資産評価員に次の者を選任することについて同意を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

サンダース 真紀

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市総務部税務課長の職にあるサンダース真紀氏を日高市固定資産評価員に選任することについて同意を得たいので、地方税法第404条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

日高市教育委員会委員の任命について

日高市教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

谷 本 和歌子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市教育委員会委員芳澤佐織氏の任期は、令和7年6月30日で満了となるが、後任として谷本和歌子氏を同委員に任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

【個人情報のため略】

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

日高市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に日高市税条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日に日高市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別 紙

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

日高市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

別 紙

日高市税条例の一部を改正する条例

日高市税条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（市民税の申告） 第36条の2 略 2～9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第	（市民税の申告） 第36条の2 略 2～9 略 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第

5 項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項に規定する法人番号をいう。</u>以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 2 略 （種別割の税率） 第82条 略 (1) 略 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>	5 項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項に規定する法人番号をいう。</u>以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 2 略 （種別割の税率） 第82条 略 (1) 略 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u>
--	--

に掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>） (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略	定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)・(3) 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)・(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略
--	---

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件

。) の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) 略 <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4 ・ 5</u> 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ・ (3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 略 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう	(6) 略 <u>3 ・ 4</u> 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ・ (3) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 略 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう
---	--

。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～22 略 23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略	。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～22 略 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 27・28 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～13 略
--	--

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 略

14・15 略

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

（2）法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番

	号 (3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> (4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> 2 <u>法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> 3 <u>法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> (1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> (3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u>
--	---

	(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> (5) <u>法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> 4 <u>法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> <u>（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</u> 第10条の5 <u>法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u>
--	---

	(2) <u>法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> (3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> (4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> 2 <u>法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> 3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> (1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> (3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する</u>
--	---

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の4</u> 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令<u>附則第12条の4第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げ	<u>被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> (4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> (5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> <u>4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の6</u> 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令<u>附則第12条の6第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げ
--	--

る者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の2第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の2第1項</u>（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) 略 2 <u>法附則第16条の2第1項</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和7年度分及び令和8年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 <u>法附則第16条の2第4項</u>に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 特定被災共用土地に係る<u>法附則第16条の2第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途	る者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の4第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の4第1項</u>（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) 略 2 <u>法附則第16条の4第1項</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 <u>法附則第16条の4第4項</u>に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 特定被災共用土地に係る<u>法附則第16条の4第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
---	---

(4) 略 (5) <u>法附則第16条の2第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 <u>法附則第16条の2第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	(4) 略 (5) <u>法附則第16条の4第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 <u>法附則第16条の4第9項</u>の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の日高市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて

日高市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に日高市都市計画税条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日に日高市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別 紙

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

日高市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

別 紙

日高市都市計画税条例の一部を改正する条例

日高市都市計画税条例（昭和58年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 3 略 （法附則第15条第36項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7 略	附 則 1 ～ 3 略 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 略 8～18 略 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 20 略	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 略 8～18 略 19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 20 略
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第47号

専決処分の承認を求めることについて

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に日高市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日に日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別 紙

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

別 紙

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険税条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険税の減額） 第21条 略 （1）略 （2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ 略 （3）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国	（国民健康保険税の減額） 第21条 略 （1）略 （2）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ 略 （3）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国

民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ 略 2・3 略	民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ 略 2・3 略
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年度日高市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年5月28日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

令和6年分所得税の確定により、令和6年度定額減税補足給付金に不足額が生じる方等への給付を行うため、早急に補正予算を定める必要が生じたことから、令和7年4月25日に令和7年度日高市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別 紙

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度日高市一般会計補正予算（第1号）（別冊）

令和7年4月25日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄